# 宮津与謝消防組合消防職員の懲戒処分の指針及び公表基準

平成 18 年 11 月 1 日 施行 平成 20 年 6 月 1 日 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 一部改正 平成 31 年 2 月 1 日 一部改正

# 【懲戒処分の指針】

#### 1 目的

地方公務員は、住民の信託を受けた全体の奉仕者として、高い遵法意識と行動規範が求められており、いやしくもその職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる違法行為や職員としてふさわしくない非行等(以下「非違行為」という。)により、住民の信頼を損なうことがあってはならない。

本指針は、非違行為の代表的な事例に対する標準的な処分量定(以下「標準例」という。)を 明確にし、非違行為に対して厳正に対処することにより、職員一人ひとりが、公務の内外を問わ ず自らを厳しく戒め、高い倫理観をもって職務に精励するとともに、消防行政に対する住民の信 頼を高めることを目的とする。

### 2 基本事項

この基準は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員を 対象とする。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。

例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合と して、

- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、 これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

#### 3 懲戒処分の種類

地方公務員法第29条の規定に基づき職員の非違行為に対し、任命権者が行う次の処分

- (1) 免職 職員たる身分を失わしめる処分
- (2) 停職 職を有するまま、1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の10分の1以下を減額する処分
- (4) 戒告 非違行為をしたことについて、その責任を確認させ、その将来の行為を戒める処分

### 4 標準例

別表のとおりとする。

# 【懲戒処分の公表基準】

任命権者が職員に対し懲戒処分等を行った場合は、この基準により公表することとする。

#### 1 目的

職員の非違行為に対して地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき行った懲戒処分等を公表することにより、消防行政の透明性を高めるとともに、服務規律、公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

# 2 公表の対象とする処分

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分
  - ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)
  - ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
- (2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定による刑事事件に関し起訴された場合の分限(休職)処分

#### 3 公表内容

事案の概要、処分量定、処分年月日、年代、性別等、被処分者の個人が識別されない内容のものとすることを基本に公表するものとする。ただし、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分については、所属名及び役職段階等についても公表する。

また、次のいずれかの場合は、処分の事由にかかわらず、事案の概要、処分量定、処分年月日、 年代、性別、所属名、役職段階に加え、氏名を公表する。

- (1) 懲戒免職の場合
- (2) 警察等で氏名が公にされている場合
- (3) その他社会的影響が極めて大きいと任命権者が判断する場合

#### 4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、上記2及び 3によることが適当でないと認められる場合は、公表内容の一部又は全部は公表しない。

### 5 公表時期及び方法

懲戒処分を行った後、速やかに報道機関への資料提供その他適宜の方法により公表する。

#### 【懲戒処分の指針及び公表基準施行時期】

改正後の懲戒処分の指針及び公表基準は、平成31年2月1日から施行し、同日以降に行う懲戒処分から適用する。